

## 令和2年度 菊池グローバルビレッジ構想業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

### 1. 趣旨

この募集要項は、令和2年度菊池グローバルビレッジ構想業務（以下「本業務」という。）の委託業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により特定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

- (1) 委託番号：令2菊市公委第1号
- (2) 委託名：令和2年度 菊池グローバルビレッジ構想業務委託
- (3) 業務内容：令和2年度菊池グローバルビレッジ構想業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### 3. 発注部署

〒861-1392 菊池市限府 888 番地

菊池市役所 政策企画部 市長公室 秘書係（担当：坂本）

TEL：0968-25-7200（直通）、FAX：0968-25-1113、E-mail：tks-sakamoto@city.kikuchi.lg.jp

菊池市ホームページ：<http://www.city.kikuchi.lg.jp/>

### 4. 応募資格の要件

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同企業体

#### (1) 単体の場合

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 公告の日から二次審査結果通知書交付の日までの間において、本市から指名停止措置を受けた事実がある者でないこと。
- ⑤ 菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例施行規則第3条の規定に該当する者でないこと。
- ⑥ 法人格を有していること。
- ⑦ 本プロポーザルに参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、精算人等）が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。
- ⑧ 過去において、本業務と同種又は類似事業を行った実績を有すること。

※仕様書「6 再委託」に記載の再委託先を含む。

#### 【同種又は類似事業の例】

下記項目を目的とした業務等

- ・ITの活用による各種の地域課題の解決に向けての体制・組織づくり等
- ・IT、IoTを活用した、交流人口・移住・定住人口の増加に向けた分析・調査等
- ・地域におけるベンチャー企業等の支援の仕組みの構築や起業を促進させるための資金調達手法の伝授やITベンチャーのビジネスマッチング等
- ・サテライトオフィス活用による首都圏等との二地域居住や企業と地域人材とのマッチング等を行なうことによる働き方改革の推進等

- ・地域人材活用のための人材DB等によるマッチング事業や、シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるためのフィールド調査等

(2) 複数の事業者等により構成される共同企業体の場合

構成員すべてが、上記①～⑦に掲げる要件をすべて満たしているものとする。ただし、⑧については構成員のいずれかが要件を満たしていればよいものとする。

なお、複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ア) 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成事業者等についても代表者名等を記載し、それぞれ代表印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。また、「特定委託業務共同企業体協定書（分担履行型）」（様式第6号）を提出すること。
- イ) 構成員の数及び出資比率の要件は付さないものとする。
- ウ) 構成員は、その分担業務毎に、実務担当者を配置するものとする。また、代表構成員は、管理担当者を1名配置するものとする。
- エ) 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- オ) 代表者及び構成員を変更することはできない。

## 5. 選定委員会

本プロポーザルにおける技術提案書の特定は、令和2年度菊池グローバルビレッジ構想業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

- (1) 選定委員会の委員は、本市職員7名で構成する。
- (2) 選定委員会の審査は、一次審査及び二次審査の二段階審査方式とする。
  - ・一次審査：技術書類、技術提案書による審査
  - ・二次審査：技術書類及び技術提案書に基づくプレゼンテーション・ヒアリング

## 6. 全体スケジュール（予定）

No.	項目	期日、期間等
1	公告期間（関係書類の交付期間）	令和2年2月14日（金）～ 令和2年2月25日（火）午後5時まで
2	応募意思表明書提出期限	令和2年2月25日（火）午後5時まで
3	参加資格決定通知書交付	令和2年2月26日（水）
4	質疑書受付期限	令和2年3月2日（月）正午まで
5	質疑に対する回答書の交付	令和2年3月5日（木）
6	「技術提案書」提出期限	令和2年3月11日（水）正午まで
7	一次審査	令和2年3月17日（火）
8	一次審査結果通知	令和2年3月18日（水）
9	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和2年3月24日（火）
10	二次審査結果通知	令和2年3月25日（水）
11	契約手続き	令和2年4月上旬予定

## 7. 最優秀者特定の流れ

- (1) 応募者は、本要項に基づき応募の意思を表明するものとする。
- (2) 参加資格を得たもの（以下「参加資格者」という。）を対象に「技術提案書」の提出を求め、一次審査により選定する。

- (3) 一次審査で選定された者を対象に二次審査を実施し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀者」という。）を特定する。

ただし、最優秀者の得点が60点未満（満点100点中）の場合は特定しないものとする。

## 8. 関係書類の交付

- (1) 公告（交付）期間

令和2年2月14日（金）～令和2年2月25日（火）午後5時まで

- (2) 交付方法

ア. 菊池市ホームページからのダウンロードを原則とする。

なお、事前に発注部署に確認のうえ、書面により交付することもできる。

イ. 書面による交付の場合の対応については、上記期間の土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

## 9. 応募意思表示の手続き

応募者は、「プロポーザル応募意思表示書在中」と明記した封筒に、次の該当する書類を同封し期限までに発注部署へ提出すること。

また、本市は、本プロポーザルに係る郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わない。

- (1) 提出書類

ア. プロポーザル応募意思表示書（様式第1号）

イ. 会社の経営状況（様式第4号）

※仕様書「6 再委託」に記載の再委託の場合には再委託先、共同企業体の場合には全構成員について、提出すること。

ウ. 会社の経営状況に係る添付書類

※仕様書「6 再委託」に記載の再委託の場合には再委託先、共同企業体の場合には全構成員について、提出すること。

平成30年度、令和元年度菊池市委託業務入札参加者資格申請を行っている者については以下の書類については提出しなくてもよいが、必要に応じ提出を求める場合もある。

① 登記事項証明書（法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」）

② 未納がない証明書（国税・地方税）

③ 財務諸表（過去2年分の貸借対照表及び損益計算書）

※上記①～③はコピーでも可。

※証明書の発行日は、原則として提出日から起算して3ヶ月以内のものに限る。

エ. 再委託に係る書面（様式第5号）※仕様書「6 再委託」を行う場合

オ. 特定委託業務共同企業体協定書（写）（分担履行型）（様式第6号）※共同企業体で参加の場合

カ. 共同企業体編成表（様式第7号）※共同企業体で参加の場合

- (2) 提出期間

令和2年2月14日（金）～令和2年2月25日（火）まで

- (3) 提出方法

提出は、持参又は郵送とし、持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限必着とする。

- (4) 提出部数

書面1部

(5) 参加資格決定通知書の交付日

令和2年2月26日（水）

応募者には、資格要件を審査のうえ、参加資格決定通知書を電子メールにて交付する。

**10. 応募資格の要件（応募意思表明書の提出前まで）に係る質疑応答について**

発注部署へ来庁、FAX、電子メールの方法で行うこと。その回答は随時行うものとする。

**11. 技術書類及び技術提案書（参加資格者決定後）に係る質疑応答について**

(1) 受付期限

令和2年3月2日（月）正午まで

(2) 質疑方法

指定する質疑書（様式第3号）により、発注部署へ電子メールにて提出すること。

電子メール受信後は、受信確認を返信するが、返信のない質疑は受付したものと見なさない。

また、本市は、本プロポーザルに係る電子メール送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

※参加資格を有しない者への技術書類及び技術提案書に係る質疑への回答は行わない。

(3) 質疑への回答書交付日

令和2年3月5日（木）

質疑に係る回答は、質疑をした者の名称等を伏せたうえ、一括して質疑回答書としてまとめ、すべての参加資格者に電子メールで通知するものとする。

**12. 技術書類及び技術提案書の提出**

次の(1)及び(2)の書類を「技術書類及び技術提案報告書（様式第8号）」を表紙として提出すること。

(1) 技術書類

A4版縦、横書き、左綴じ、各頁に通し番号を記入し、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

ア. 会社の業務処理能力を確認するための書類

① 会社の過去の同種又は類似業務の実績（様式第9号）

※仕様書「6 再委託」に記載の再委託先を含む。

② 業務施工における配置予定担当者の配置状況（様式第10号）

③ 配置予定担当者の過去3年間の同種又は類似業務の実績（様式第11号）

イ. 業務の実施方針

④ 当該事業に対する基本的な考え方、関係機関との連絡調整等（様式第12号）

(2) 技術提案書

下記アについてはA3版横、イ～エについてはA4版縦とし、横書き、各頁に通し番号を記入し、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

下記ア～エについては、仕様書「別紙1」の委託項目①～④ごとに作成し、提出すること。

ア. 技術提案書（様式第13号）

・ A3版両面1枚とする。

イ. 業務遂行のフロー図（様式第14号）

ウ. 工程計画表（様式第15号）

エ. 見積書（様式第16号）

・ 積算根拠を示した内訳書（単価、数量等がわかるもの）を添付すること。

(3) 提出期限

令和2年3月11日（水）正午まで

(4) 提出方法

提出は、持参又は郵送とし、持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限必着とする。

また、郵送にて受領した後は、参加資格者へ電子メールにて受領した旨を通知する。

(5) 提出部数

書面9部及び電子データ一式（PDFファイル）

### 13. 一次審査

(1) 選定する者の数

選定基準に基づく合計点数が上位の者から順に、3者以内を予定

(2) 結果の通知

「一次審査結果通知」を、参加資格者すべてに電子メールにて通知する。

(3) 一次審査の選定基準

審査項目	審査の内容	関係様式	基準点数	選定基準
会社の業務処理能力	会社の経営状況	第4号	10点	①経営の状況
	会社の過去の同種又は類似業務の実績	第9号	15点	①同種又は類似業務の実績
	業務施工における配置予定担当者の配置状況	第10号	10点	①適切な人員配置であるか
	配置予定担当者の過去3年間の同種又は類似業務の実績	第11号	15点	①担当した業務の実績等
業務の実施方針	会社の基本的な考え方、関係機関との連絡調整	第12号	20点	①的確な実施方針であるか
技術提案書	技術提案の内容	第13号	30点	①本市の現状と課題を適切に把握した提案内容であるか
合 計			100点	

### 14. 二次審査

一次審査で選定された者は、「技術提案書（様式第13号）」を基にプレゼンテーションを実施しヒアリングを受けるものとする。なお、プレゼンテーションでの技術提案書以外の資料提出は認めない。

(1) 実施日時

令和2年3月24日（火）

※詳細な時間については、一次審査結果通知に併せて通知する。なお、プレゼンテーションの順番については、技術提案書の提出順とする。

(2) 実施場所

菊池市役所 3階 306委員会室

(3) 実施時間

1提案者につき、45分程度（プレゼンテーション30分、ヒアリング15分）を予定。

(4) 説明者

プレゼンテーションは、業務に携わる予定担当者が説明することとする。

なお、特別な理由がある場合を除き、業務に携わる予定担当者の変更は認めない。

また、二次審査会場への入室者は5名以内とする。

(5) その他

パソコン用プロジェクター、スクリーンは市で準備する。パソコンについては、各提案者で準備すること。ただし、プロジェクターの機種は「HITACHI CP-AW3019WN」とする。

(6) 結果の通知

「二次審査結果通知書」を、二次審査参加者すべてに電子メールにて通知する。

(7) 結果の公表

最優秀者の商号、代表者名、業務委託見込金額（税込み）、得点等をホームページにて公表する。

(8) 二次審査の選定基準

審査項目	審査の内容	関係様式	基準点数	選定基準
技術書類 ・ 技術提案書	提案の実現性	第4、9～15号	30点	①提案の実現性
	具体的な提案内容	第13号	30点	①提案の的確性・具体性 ②魅力ある提案となっているか
	見込まれる効果	第13号	10点	①効果が見込まれるか
プレゼンテーション	取り組み意欲		5点	①積極的な取り組み姿勢
	説得力		5点	①論理的で、わかり易い
	専門技術力		5点	①説明内容が技術提案書を補完し、専門技術が認められる説明
	コミュニケーション力		5点	①質問に対する応答が明快、かつ迅速である
	当該業務に係る経費	第16号	10点	①経費の妥当性
合計			100点	

### 15. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、一次及び二次審査後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出期限経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
- (3) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (5) その他、本募集要項に違反すると認められた場合

### 16. 特定理由の説明

- (1) 特定されなかったものは、特定されなかった理由について、書面にて説明を求めることができる。（様式自由、ただし規格はA4版とする。）
- (2) 説明を求めることができる期間及び回答する期間については、二次審査結果通知書で明らかにする。

### 17. 契約

- (1) 市と最優秀者は、契約内容等について協議を行い、契約を締結する。

- (2) 契約内容等に関する協議が成立しないとき、又は契約の締結までに最優秀者が参加資格を失ったときは、市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができる。

## 18. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、本市から要請された事項についてはこの限りでない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (5) 応募意思表明書の提出後であっても辞退を受け付けるものとする。  
なお、辞退を申し出る場合は、**令和 2 年 3 月 23 日（月）正午**までにプロポーザル辞退届（様式第 2 号）を郵送又は持参により提出すること。
- (6) 審査は非公開とする。
- (7) 応募者は、審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (8) 本プロポーザルによる最優秀者との契約締結後の詳細な工程等については、提案も踏まえ別途協議する。